

事務局だより

令和3年度の年会費の納入について

令和3年度の年会費（3,600円）を未納の方は早急に納入をお願いします。

会費は当センターの事業運営に欠かせない貴重な財源の一部であり、シルバー人材センターの正会員としての資格を維持するには年会費の納入が必要です。

センターの現状報告（令和3年11月末現在）

- ・会員数321人（男247人、女74人）
- ・受注件数1,456件（請負・派遣）
- ・契約額112,703千円（請負・派遣）

*受注件数・契約額は令和3年4～11月
*契約金額は前年同月比で2,621千円減

職員の新任と退職について

●新任職員紹介

新たに事務局で勤務している職員を紹介します。

みなさん、よろしくお願いいたします。



田宮 則央（業務担当）



かんざ 浩幸（業務担当）

●職員の退職について

事務局で長年勤務していました職員1名が退職しました。会員のみなさんお世話になりました。

譽田 憲一（業務担当） 令和3年9月30日退職

配分金の確定申告について

会員の皆さんに支払われる配分金等は、所得税法上、雑所得（業務）として取り扱われ、次に該当する場合には確定申告の必要があります。

（詳しくは精華町税務課（95-1916）、宇治税務署（44-4141）にお問い合わせください）

【計算方法事例】

事例1…会員の収入が、配分金のみの場合

{ (配分金－配分金特例控除55万円)－基礎控除48万円－その他の所得控除 } × 所得税率 = 所得税額

（注）収入が配分金のみで103万円までの場合、所得税は課税されません。

事例2…会員の収入が、配分金と公的年金の場合

{ (配分金－配分金特例控除55万円) + (公的年金等－公的年金控除額)－基礎控除48万円

－その他の所得控除 } × 所得税率 = 所得税

（注）給与所得のある方や事業所得のある方は配分金特例控除額が変わります。

※ 配分金支払証明書は11月分の配分金支払明細書と共にご自宅へ12月末にお届けします

※ 派遣就業に従事されている会員さんへ

令和3年の給与に関する源泉徴収票は、派遣元の（公社）京都府シルバー人材センター連合会で作成し、ご自宅へお届けします

◆ 公的年金の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要です。

◆ 配分金の申告は会員自ら申告しなければなりません。